

農地中間管理事業 を活用しましょう!

地域の話し合いに基づき農地中間管理事業を活用する地域には、「地域集積協力金」の支援措置があります。

地域集積協力金

- ・ 地域の話し合いにより、農地中間管理機構に一定以上の農地を貸付けた地域は「地域集積協力金」の受給が可能です
(例：地域の農地面積の8割以上が機構へ貸付された場合、3.6万円/10aの単価を貸付面積に乗じた金額で受給することが可能です)。※1, 2
- ・ 協力金の用途は、地域農業の維持・発展に資する方法であれば、地域で自由に決められます。※3

- ※1 「地域」は人・農地プランや経営再開マスタープランの設定エリア内である必要があります。また、受給対象となるためにはその他の要件があることや、貸付率(6月末又は12月末時点)に応じて協力金の単価は変動しますので、詳細は最寄りの市町村等にお問い合わせください。
- ※2 担い手への新たな集積面積の増加等に応じて、予算の範囲内で交付地区を限定する場合があります。
- ※3 用途の決定には市町村との協議が必要となりますので、最寄りの市町村窓口等にお問い合わせください。

活用した地域の事例(平成26年度)

色麻町S地域

- ★集落営農組織が法人化するのに伴い、機構を活用して地域内の農地を集積
- ★集積面積: 57ha(地区内の80%の農地を機構に貸出)
- ★交付額: 20,559,600円
- ★用途: 法人事務所の整備費, 機構を通じて貸借された農地の管理費の補充など



集落の組織活動

七ヶ宿町S地域ほか

- ★ほ場整備を契機に、機構を活用して担い手に農地を集積
- ★集積面積: 4.3ha(地区内の29.3%の農地を機構に貸出)
- ★交付額: 860,000円
- ★用途: 地域の鳥獣害対策資材購入, 地域の農地保全に係る草刈りに係る費用(機械購入, 人件費), 水路の補修など



鳥獣害対策資材
(イメージ)

個人タイプの協力金も用意されています



機構に農地を**10年以上貸付けて**、その農地が**自分以外の担い手に貸付けられる**と以下の協力金が受給可能です（地域集積協力金と重複して受給もできます）

経営転換協力金～リタイア・経営転換する時に～

交付対象となる方々

- ①農業部門を削減する農業者
- ②リタイアする農業者
- ③農地の相続後に自らは農業を行わない方 ※遊休農地所有者は対象外です

交付要件

- ・機構に全ての自作地、または削減する部門の自作地を10年以上貸付ける
- ・交付決定後10年間は、削減部門の経営（リタイアした場合は農業経営）を目的とした農地の新たな利用権や所有権の取得をしない

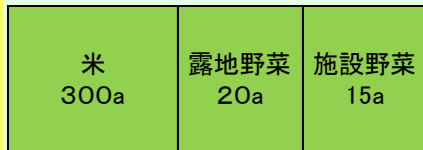
交付単価

貸付面積*	【0.5ha以下】	【0.5ha超2.0ha以下】	【2.0ha超】
	30万円/戸	50万円/戸	70万円/戸

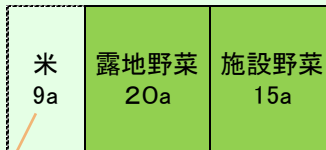
* 交付対象農地の面積は農業振興地域内の農地で、畦畔を含んだ面積となります。

交付のイメージ

農業3部門の内、1部門を削減する場合



削減する部門(291a)を機構に貸し出し



機構から一筆でも自分以外の経営体に貸し付けられると、70万円を受給できる

10a未満は自留地として耕作継続可

耕作者集積協力金～農地利用の交換・規模縮小する時に～

交付対象農地

- ・機構が所有権又は中間管理権を有する農地
 - ・公募の結果公表された借受希望者の経営農地
 - ・2筆以上連担化している一連の農作業の継続に支障が生じない農地
- ※交付対象農地は、10年以上機構に貸し付ける必要があります。

交付対象者

- 交付対象農地を、
- ①所有する農業者
 - ②利用権に基づき耕作していた農業者

交付単価

	【平成26, 27年度】	【平成28, 29年度】	【平成30年度】
	20,000円/10a	10,000円/10a	5,000円/10a

隣接要件



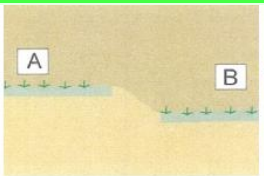
2筆以上の農地が畦畔で接続



2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続



2筆以上の農地が各々一隅で接続し農作業に支障が無い



段状をなしている2筆以上の農地の高低差が農作業に支障無い



2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続

○要件を満たさなくなった場合は、交付された金額の返還を求められることがあります。

○詳細は、最寄りの市町村、県地方振興事務所などにお問い合わせ願います。